



幼保連携型認定こども園

蔵持こども園



～人を信じ自分を信じる心を育てるために～

～保護者のみなさまが、子育てを通して人生の豊かさを学ぶために～

～保育者が誇りをもてる現場であるために～



よいおもちゃに囲まれた豊かな保育環境



光にあふれたランチホール



自然豊かな環境



子どもたちの感性を育むよいおもちゃ



質の高い絵本



一人ひとりのこどもを大切に、心身ともに健康な子どもを育てます

名張市蔵持町・・・以前よりこの地で親しまれてきた蔵持保育園が、2018年9月1日幼保連携型認定こども園「蔵持こども園」として、新築移転しました。

乳児は育児担当により、一人の保育者が一人の子どもに食事・排泄・睡眠の援助を行い、丁寧に言葉をかけながらしっかり愛着を育む寄り添う保育と、絵本の読み聞かせや優しく言葉をかける丁寧な育児と学びの土台につながるあそびで、一人ひとりの発達に適した質の高いおもちゃを保育環境としてとり入れています。

地域の身近な大人からの優しいまなざしと温かい声に包まれる体験は、子どもたちが安心できる幸せな環境です。

子どもたちが安心して育っていくよう、「良質な保育環境を提供するために職員一人ひとりが持てる力を全て注ぐこと」これが私達の目標です。

★保育時間（開園時間）

月～金曜日 AM7:15 ~ PM7:15

土曜日 AM7:15 ~ PM6:00

※上記開園時間の中で保護者の方の状況により認定された時間区分での利用になります。認定については、保育所（園）入所のしおりを参照してください。

社会福祉法人 任天会 蔵持こども園
〒518-0752 三重県名張市蔵持町原出 1668
Tel. 0595-63-4590 Fax. 0595-63-9934



(職員の職種、職員数及び職務の内容) ※職種・職員数は、実際の受け入れ児童数等により変動することがあります。

- (1) 園長 1名(常勤専従)
園長は、職員及び業務の管理一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 主幹保育教諭 18名(常勤専従)
主幹保育教諭は、副園長を補佐するとともに、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (3) 保育教諭 25名(常勤換算後)
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 調理員 3名(常勤換算後)
栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(保育を提供する日)

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日を除く。

(保育を提供する時間)

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間
7時15分から18時15分まで(土曜日は18時まで)の範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育(有料)を提供する。(土曜日を除く)
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間
8時30分から16時30分までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで及び16時30分から19時15分まで(土曜日は18時まで)の範囲内で、時間外保育(有料)及び延長保育(有料)を提供する。
- (3) 一時預かりに係る保育時間
8時30分から16時30分までの範囲内で、利用者が保育を必要とする時間とする。(原則として土曜日を除く)

(利用者負担その他の費用の種類)

- (1) 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。
- (2) 当園は、保育の提供における便宜に要する費用のうち、下記に掲げる費用の支払を支給認定保護者から受けるものとする。
- (3) 当園は、一時預かりの利用者から、名張市が定める利用者負担金の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

- (1) 当園は、市町村から特定保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。
- (2) 当園は、保育の提供に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、本規程の概要、職員の勤務体制その他保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

- (1) 当園の職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、名張市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- (4) 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

※利用者負担金等については、調整中のため変動する場合があります。

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金(実費分)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
主食費	3歳以上児にかかる主食費	月額	950円
月間絵本代	毎月の持ち帰り絵本	月額	420円
保育材料費 (特別保育材料費含む)等	英語や造形活動、発達に適した手作り玩具等の材料費等	月額	590円
卒園アルバム積立金 (5歳児のみ)	アルバム制作費	月額	1,000円
園外保育(遠足)等の入 場料・交通費等	公共交通機関(電車、バス等)その他移動手段に要する経費	実際に要した経費(実費)	
写真代	行事等の写真代	実費	
セキュリティカード	玄関オートロックドア用	1枚	1,500円
用品代(0歳児)		年額	2,255円
用品代(1歳児)		年額	8,405円
用品代(2歳児)		年額	8,405円
用品代(3歳児)		年額	5,600円
用品代(4歳児)		年額	4,965円
用品代(5歳児)		年額	4,965円
制服代		年額	21,675円程度

※上記の他、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育園の利用において必要とされるものにかかる費用である場合は必要に応じて実費徴収とする場合があります。

2 該当者(利用者)のみ対象となるもの

(1) 時間外保育及び延長保育に係る利用者負担金

①保育短時間認定の延長保育のスポット保育利用料金(1回あたり)

(円)

時間	開園時間から 8:30まで	8:00から 8:30まで	16:30から 17:00まで	16:30から 17:30まで	16:30から保育 標準時間終了 時間まで
支給認定区分					
2号認定 (3歳以上児)	200	100	100	150	200
3号認定 (3歳未満児)	250	150	150	200	250

②保育標準時間認定の延長保育のスポット保育利用料金(1回あたり)

(円)

時間	18:30まで	19:00まで	19:15まで
支給認定区分			
2号認定 (3歳以上児)	200	400	500
3号認定 (3歳未満児)	300	500	600

③保育標準時間認定の延長保育料金(月額)

(円)

時間	18:30まで	19:00まで	19:15まで
支給認定区分			
2号認定 (3歳以上児)	2,000	3,000	4,000
3号認定 (3歳未満児)	2,500	4,000	5,000

※ 当園は、上記費用の支払を受けた際、必要な場合は領収証を交付いたします。